

職種別民間給与実態調査の結果

職種別民間給与実態調査(令和4年)の概要

- 1 調査の内容等
 - (1) 調査の内容

ア 民間企業における給与改定の状況等	イ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
ウ 本年4月分の初任給の状況	エ 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
 - (2) 調査期間
4月25日(月)～6月17日(金)
- 2 調査機関
神奈川県人事委員会、人事院、横浜市人事委員会、川崎市人事委員会、相模原市人事委員会等
- 3 調査範囲等
 - (1) 調査範囲

ア 調査対象事業所(母集団事業所)
全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 3,073事業所
なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外しました。

イ 調査対象職種 54職種(うち初任給関係12職種)
 - (2) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出
(1)に記載した事業所を組織(本・支店)、規模、産業によって46グループ(うち横浜市15、川崎市10、相模原市7、その他県内地域14)にグループ化し、その中から無作為に抽出した688事業所(うち横浜市291事業所、川崎市110事業所、相模原市80事業所、その他県内地域207事業所)の調査を行いました。
調査が完了した事業所は、第9表のとおりです。

イ 従業員の抽出
初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行いました。なお、役員及び臨時の従業員は全て除外しました。
 - (3) 調査実人員
32,347人(うち初任給関係職種1,993人)です。
 - (4) 集計
総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元しました。

第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模						
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
産 業 計	事業所 517	事業所 120	事業所 87	事業所 64	事業所 195	事業所 51	
農 業 , 林 業 、 建 設 業	24	4	4	2	9	5	
製 造 業	214	41	31	25	86	31	
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	111	22	24	12	46	7	
卸 売 業 , 小 売 業	41	7	8	8	16	2	
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	24	14	4	1	5	0	
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	103	32	16	16	33	6	

- 注 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所が9所、調査不能の事業所が162所ありました。
- 2 調査対象事業所688所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所9所を除いた679所に占める調査完了事業所517所の割合(調査完了率)は、76.1%です。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)です。

第10表

給 与 改 定 の 状 況

その1 ベース改定の状況

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
係 員	39.3 %	9.0 %	0.2 %	51.6 %
課 長 級	24.1	11.5	0.2	64.3

注 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計しました。

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない場合があります。

その2 定期昇給の実施状況

役職段階 \ 項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	86.9 %	86.1 %	24.9 %	2.2 %	59.0 %	0.8 %	13.1 %
課 長 級	73.2	71.4	18.5	1.9	51.1	1.8	26.8

注 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計は計と一致しません。

第11表

企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種
1 企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支店長	66	53.9	743,891	1,900	741,991	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工場長	18	54.1	822,599	1,525	821,074	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事務部長	1,080	53.0	693,089	3,077	690,012	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
技術部長	1,064	53.2	697,783	2,455	695,328	同上
事務部次長	318	52.2	619,442	1,957	617,485	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
技術部次長	352	51.9	655,252	1,118	654,134	同上
事務課長	2,294	49.9	583,545	10,157	573,388	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
技術課長	2,613	49.5	586,030	9,622	576,408	同上
事務課長代理	694	46.4	563,230	57,384	505,846	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
技術課長代理	717	48.0	562,458	31,895	530,563	同上
事務係長	1,464	46.2	486,135	61,643	424,492	係の長及び係長級専門職
技術係長	1,617	45.2	494,864	70,042	424,822	同上
事務主任	1,383	43.4	410,558	51,786	358,772	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
技術主任	1,720	42.8	438,325	63,771	374,554	同上
事務係員	6,312	38.3	351,555	42,839	308,716	
技術係員	7,339	35.6	382,381	62,368	320,013	

注1 人事院及び都道府県市特別区人事委員会の共同調査のため、本県では調査事業所や調査実人員が少なくなる場合があります、その際、特定の事業所のデータが平均支給額に影響することがあります(第11表の各表において同じです。)

- 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいいます(第11表の各表において同じです。)
- 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいいます(第11表の各表において同じです。)
- 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいいます(第11表の各表において同じです。)

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	57	54.6	777,483	2,248	775,235	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	15	54.2	840,605	424	840,181	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	734	52.9	700,644	3,538	697,106	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	808	53.4	721,823	2,764	719,059	同 上
	事 務 部 次 長	229	52.7	634,533	2,044	632,489	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	技 術 部 次 長	261	52.6	691,589	1,203	690,386	同 上
	事 務 課 長	1,535	49.7	588,753	12,696	576,057	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	1,911	49.7	601,671	10,262	591,409	同 上
	事 務 課 長 代 理	554	46.3	578,488	63,441	515,047	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	技 術 課 長 代 理	599	48.2	571,726	32,028	539,698	同 上
	事 務 係 長	934	46.1	489,571	66,597	422,974	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	1,110	45.1	507,355	73,457	433,898	同 上
	事 務 主 任	834	44.2	420,524	51,250	369,274	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	技 術 主 任	1,078	42.9	447,535	65,004	382,531	同 上
	事 務 係 員	4,265	38.3	359,564	46,500	313,064	
技 術 係 員	4,832	35.3	388,836	65,064	323,772		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	7	49.6	546,980	0	546,980	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	2	50.5	631,663	23,520	608,143	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	324	53.4	681,754	1,543	680,211	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	225	52.7	638,562	1,048	637,514	同 上
	事 務 部 次 長	85	50.7	580,142	1,778	578,364	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	技 術 部 次 長	79	50.0	542,349	893	541,456	同 上
	事 務 課 長	709	50.3	578,321	4,188	574,133	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	597	49.0	547,449	6,795	540,654	同 上
	事 務 課 長 代 理	131	46.3	492,791	28,580	464,211	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	技 術 課 長 代 理	80	44.9	477,899	32,371	445,528	同 上
	事 務 係 長	486	46.4	485,943	53,096	432,847	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	429	45.9	466,647	60,502	406,145	同 上
	事 務 主 任	521	42.0	395,627	53,697	341,930	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	技 術 主 任	567	42.0	405,172	61,921	343,251	同 上
	事 務 係 員	1,831	38.1	329,376	32,400	296,976	
技 術 係 員	2,115	36.5	362,035	54,592	307,443		

4 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支店長	2	52.2	602,882	0	602,882	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工場長	x	x	x	x	x	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事務部長	22	53.5	578,713	10,944	567,769	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
技術部長	31	53.1	555,781	4,434	551,347	同上
事務部次長	4	54.0	472,497	0	472,497	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技術部次長	12	48.0	470,529	297	470,232	同上
事務課長	50	49.2	465,936	10,660	455,276	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技術課長	105	49.4	478,329	11,972	466,357	同上
事務課長代理	9	48.1	404,811	6,634	398,177	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技術課長代理	38	46.3	443,637	27,629	416,008	同上
事務係長	44	45.2	394,832	32,046	362,786	係の長及び係長級専門職
技術係長	78	44.0	433,987	61,903	372,084	同上
事務主任	28	42.8	399,975	32,994	366,981	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技術主任	75	46.0	448,494	46,862	401,632	同上
事務係員	216	37.9	300,785	22,351	278,434	
技術係員	392	38.6	340,381	40,645	299,736	

注「x」は、調査実人員が1人の場合です。

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
海事関係職種	船長・機関長	-	-	-	-	-	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	二等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	運航士	-	-	-	-	-	
	甲板長・操機長	-	-	-	-	-	
	甲板手・操機手	-	-	-	-	-	
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	3	66.3	820,467	0	820,467	
	大学教授	83	55.4	797,296	3,835	793,461	
	大学准教授	68	47.0	641,784	5,571	636,213	
	大学講師	36	42.0	537,569	9,882	527,687	
	大学助教	23	36.0	594,259	0	594,259	
職	高等学校校長	5	58.7	831,466	9,150	822,316	
	高等学校教頭	11	52.7	691,341	9,691	681,650	
	高等学校教諭	151	39.5	480,929	8,990	471,939	
研究関係職種	研究所長	4	57.4	957,629	0	957,629	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	144	50.6	690,562	648	689,914	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	80	48.0	594,038	8,490	585,548	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	211	44.6	583,630	28,361	555,269	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	418	36.1	419,753	35,161	384,592	
	研究補助員	44	40.4	318,321	11,137	307,184	
技能・労務関係職種	電話交換手	-	-	-	-	-	
	自家用乗用自動車運転手	3	55.7	317,403	21,502	295,901	
	守衛	16	44.8	238,051	23,115	214,936	
	用務員	3	53.0	276,529	6,425	270,104	

第12表

職種別、学歴別及び企業規模別の初任給

職 種	学 歴	企業規模計		50人以上		100人以上 500人未満		50人以上 100人未満	
		調査実人員	平均	調査実人員	平均	調査実人員	平均	調査実人員	平均
事 務 ・ 技 術	新卒事務員	大学卒	488人 219,199円	395人 220,593円	78人 211,682円	15人 221,900円			
		短大卒	54人 184,135円	40人 185,321円	13人 179,503円	x人 x円			
		高校卒	56人 178,626円	42人 176,337円	11人 173,549円	3人 200,800円			
技 術	新卒技術者	大学卒	571人 217,224円	400人 214,674円	146人 219,642円	25人 234,697円			
		短大卒	76人 194,973円	47人 191,529円	26人 200,448円	3人 188,187円			
		高校卒	150人 175,805円	119人 173,607円	20人 179,092円	11人 185,528円			
関 係	新卒事務員・ 技術者計	大学卒	1,059人 218,133円	795人 217,598円	224人 216,753円	40人 229,810円			
		短大卒	130人 190,986円	87人 188,797円	39人 195,629円	4人 187,390円			
		高校卒	206人 176,527円	161人 174,287円	31人 177,523円	14人 189,521円			
その他	新卒研究員	大学卒	-	-	-	-			

- 注 1 金額は、きまつて支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものです。
 2 短大卒には高専卒も含まれます。
 3 「x」は、調査実人員が1人の場合です。
 4 令和4年4月、県職員の事務・技術関係の新卒行政職員の初任給（地域手当12%を含む。）は、大学卒211,344円、短大卒189,168円、高校卒173,488円となっています。

第13表

初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	項 目	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
				増 額	据 置 ぎ	減 額	
大 学 卒	規 模 計		%	%	%	%	%
		50人以上	48.6	(45.4)	(52.4)	(2.2)	51.4
		100人以上500人未満	78.3	(63.1)	(33.9)	(3.0)	21.7
		50人以上100人未満	48.8	(37.3)	(60.3)	(2.4)	51.2
高 校 卒	規 模 計		29.9	(40.5)	(59.5)	-	70.1
		50人以上	14.3	(27.3)	(72.7)	-	85.7
		50人以上	17.0	(63.3)	(36.7)	-	83.0
		100人以上500人未満	10.6	(29.9)	(70.1)	-	89.4
	50人以上100人未満	19.1	(5.2)	(94.8)	-	80.9	

- 注 1 事務員と技術者のみを対象としたものです。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合です。

第14表

家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		71.8%
	配偶者に家族手当を支給する	54.0%
家族手当制度がない		28.2%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	13,182円
	配偶者と子1人	20,256円
	配偶者と子2人	26,609円

- 注 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合です。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は75.2%です。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出しました。

第15表

在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を 支給する	在宅勤務関連手当を 支給しない	在宅勤務を 実施していない
54.2 %	(31.9) %	(68.1) %	45.8 %

注 ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合です。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
15.6 %	84.4 %

注 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合です。

第16表

冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	規 模 計	% 51.4	% 48.6	% 44.7	% 55.3	% 45.1	% 54.9
	500人以上	50.8	49.2	40.5	59.5	41.5	58.5
	100人以上500人未満	53.0	47.0	49.7	50.3	48.5	51.5
	50人以上100人未満	49.7	50.3	48.5	51.5	49.9	50.1

第17表

定 年 制 の 状 況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
% 100.0	% 84.9	% 15.1	% -

注 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合です。

(参 考)

職員と民間従業員の職務対応

職員の職務の級	民間従業員の職務		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模50人以上 100人未満
理事等 (10級) 局長等 (9級)	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)		
本庁の部長等 (8級) 本庁の課長等 (7級)	課長	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)
グループリーダー等 (6級) 副主幹、副技幹等 (5級)	課長代理	課長	課長
主査等 (4級)	係長	課長代理	課長代理
主任主事、主任技師等 (3級)	主任	係長	係長
高度の知識経験を必要とする主事、技師等 (2級)	上級係員	主任	主任
主事、技師等 (1級)	係員	上級係員、係員	上級係員、係員